

柳津町結婚祝金の支給等に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、柳津町結婚祝金の支給等に関する条例（平成23年柳津町条例第6号。以下「条例」という。）を施行するに必要な事項を定めることを目的とする。

(支給要件)

第2条 条例第2条に規定する、住民とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に登録されている者をいう。

2 結婚する両者が初婚又はいずれかが初婚である者とする。

3 条例第3条に規定する、引き続き1年以上本町に住所を有する者とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されてから1年以上経過した者をいう。

4 他町村からの転入により前項に該当しない場合、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に記載されてから1年を経過してから申請できるものとする。

5 申請時において結婚者に町税等の滞納がない者とする。

(申請)

第3条 条例第4条に規定する結婚祝金の申請については、結婚祝金支給申請書（様式第1号）により申請するものとする。

2 前項による申請は、婚姻届出日から60日以内にしなければならない。ただし、第2条第4項については、転入日から1年経過したその日から60日以内にしなければならない。

(決定通知)

第4条 町長は、条例第5条の規定により支給の可否を決定したときは、結婚祝金支給（却下）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(返還通知)

第5条 町長は、条例第7条の規定より支給金の全額又は一部を返還させる場合は、結婚祝金返還通知書（様式第3号）により返還させるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行し、施行日以降に婚姻した者から適用する。

附 則（平成24年6月21日規則第7号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規則第9号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。